

都市計画道路の変更及び決定に関する説明会 (名古屋都市計画道路3・3・257号 瀬戸大府東海線)

令和7年8月23日(土)10時から
幡山公民館(瀬戸市幡山町71)

愛知県尾張建設事務所・瀬戸市



【次 第】

- 1.説明会の趣旨
- 2.都市計画とは
- 3.都市計画道路とは
- 4.(都)瀬戸大府東海線の概要
- 5.(都)瀬戸大府東海線の都市計画変更について
- 6.都市計画変更の手続き・スケジュールについて
- 7.質疑応答



P.1

1.説明会の趣旨

(公聴会の開催等)

○都市計画法第16条第1項

都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



本日は、都市計画法に基づく説明会



2.都市計画とは

○都市計画法

(都市計画の基本理念)

■都市計画法第2条

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(定義)

■都市計画法第4条第1項

この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

「安全で、住みやすく、働きやすい都市」を目指すための、
総合的・一体的な計画を確立



3.都市計画道路とは

○都市計画法

都市計画法第4条(定義)、第11条(都市施設)第1項から第3項において、都市計画道路(都市施設)の名称、位置、構造等の内容を定めるものとしている。



都市計画道路とは、都市計画に定められる都市施設の一つ。都市の骨格をなす道路として、その機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4つの種類に分けて都市計画決定されている。

○都市計画道路の持つ機能とは

①交通機能 : 都市内や都市間等の円滑な移動を確保する機能



②空間機能 : 都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設などの収容空間を確保する機能



③市街地形成機能 : 都市構造を形成し、街区を形成する機能



3.都市計画道路とは

都市計画道路にかかる制限

○都市計画法

(建築の許可)

■都市計画法第53条第1項から第3項

(許可の基準)

■都市計画法第54条第1項第3号

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

【建築制限のイメージ】



4.(都)瀬戸大府東海線の概要

1.路線の経緯

●昭和42年「(都)瀬戸大府線」として都市計画決定

起終点:長久手村大字熊張字北浦～東郷村大字春木字清水ヶ根(約14,120m 幅員20m)

ただし、長久手村大字長湫字菅池～日進町大字折戸字笠寺山(約5,840m 幅員16m)



●平成22年「都市計画区域の再編に伴う名称、区間等の変更」

「(都)瀬戸大府東海線」へ改称

起終点:瀬戸市陶本町1丁目～豊明市栄町元屋敷(約24,990m 車線数4 幅員22m)

2.路線の整備状況

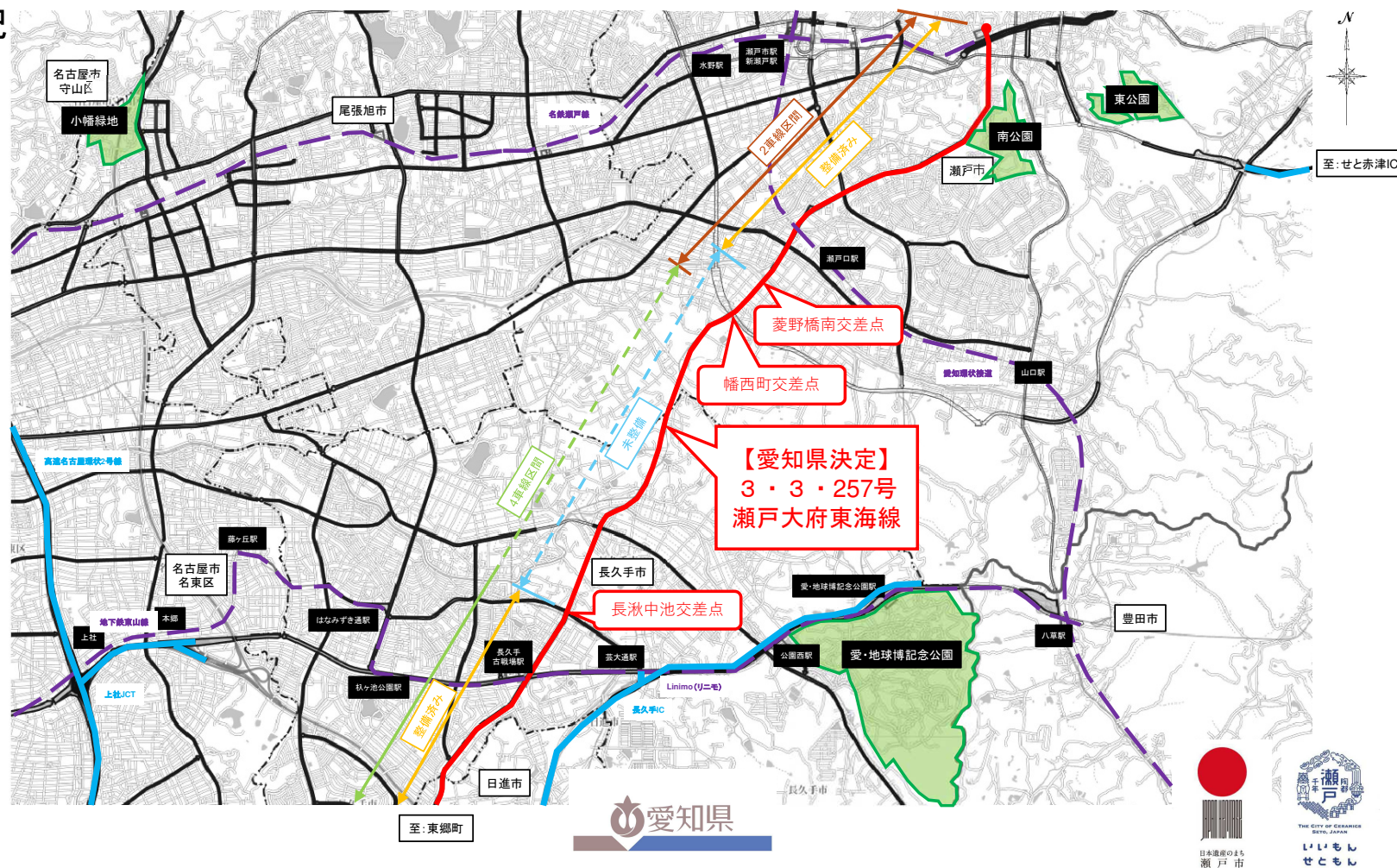
●整備済み区間:長久手市岩作権代から豊明市栄町元屋敷の4車線区間、菱野橋以北の2車線区間

●未整備区間:菱野橋以南から長久手市岩作権代の一部2車線区間を含む4車線区間



4.(都)瀬戸大府東海線の概要

○路線の整備状況



4.(都)瀬戸大府東海線の概要

○現在の都市計画【愛知県決定】と現道との位置関係



5.(都)瀬戸大府東海線の都市計画変更について

○現在の都市計画【愛知県決定】と変更後の都市計画

【都市計画の変更の理由】
沿道土地利用の利便性の確保

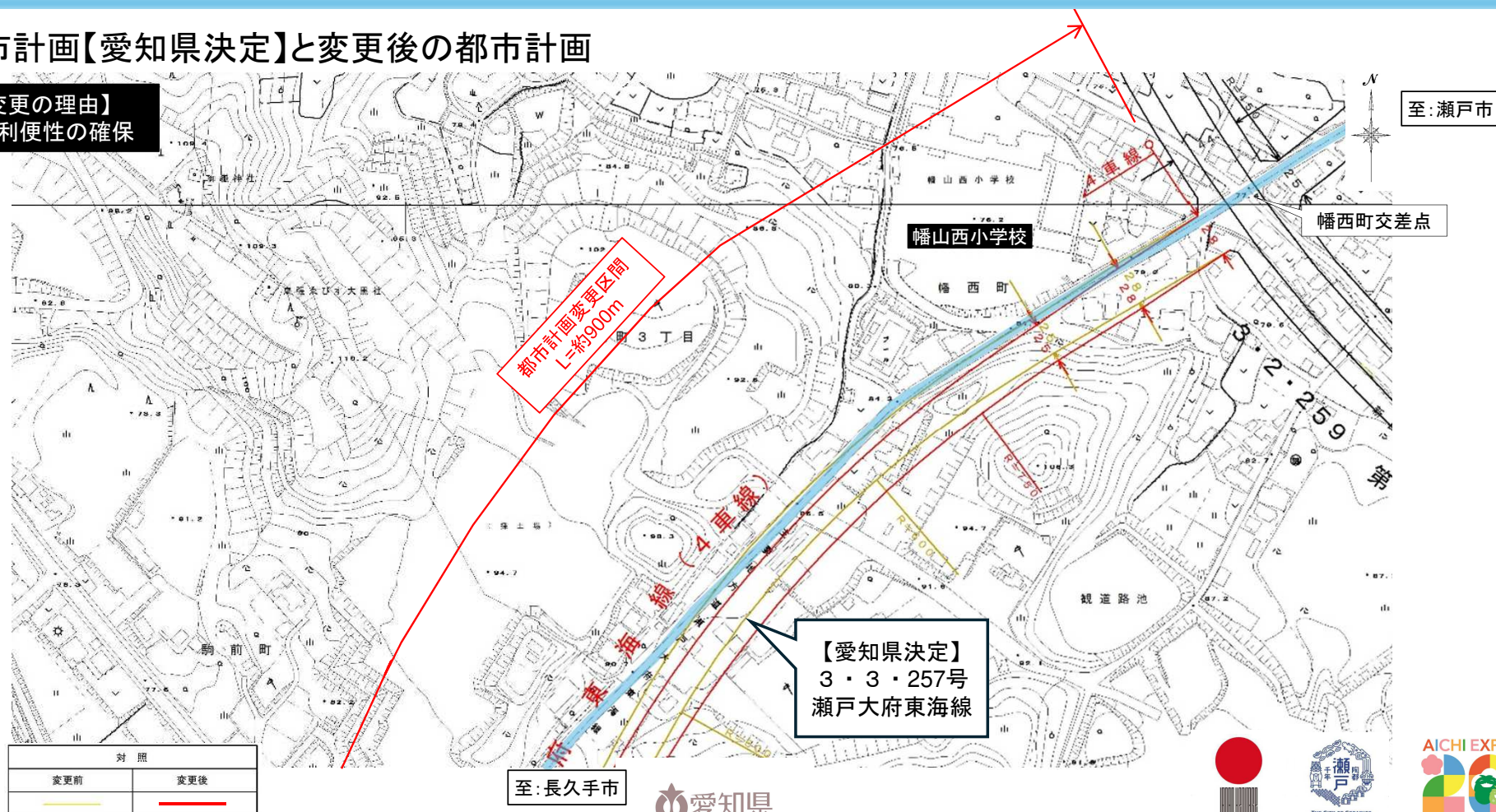


P.9

5.(都)瀬戸大府東海線の都市計画変更について

○現在の都市計画【愛知県決定】と変更後の都市計画

【都市計画の変更の理由】
沿道土地利用の利便性の確保



P.10

5.(都)瀬戸大府東海線の都市計画変更について

○現在の都市計画【愛知県決定】と変更後の都市計画

【都市計画の変更の理由】
沿道土地利用の利便性の確保



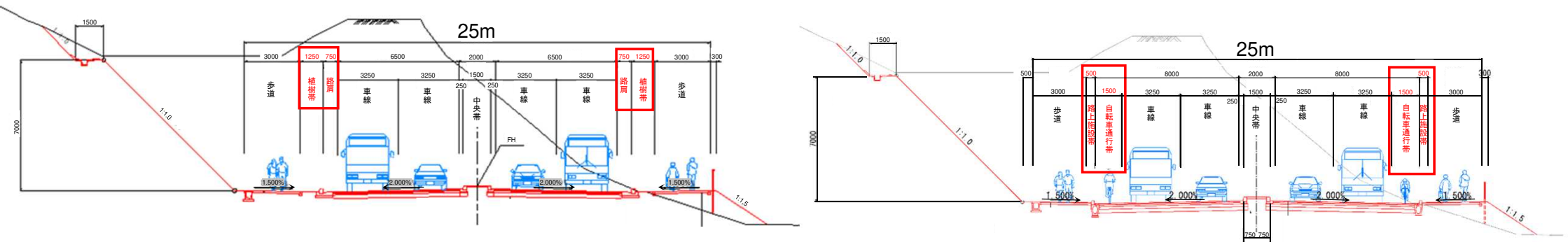
5.(都)瀬戸大府東海線の都市計画変更について

○現在の都市計画【愛知県決定】と変更後の都市計画

一般部

変更前

変更後



【変更内容】

変更前

変更後

植樹帯(1.25m) + 路肩(0.75m) = 計2.00m → 自転車通行帯(1.50m) + 路上施設帯(0.50m) = 計2.00m

※全幅員に変更はありません



P.12

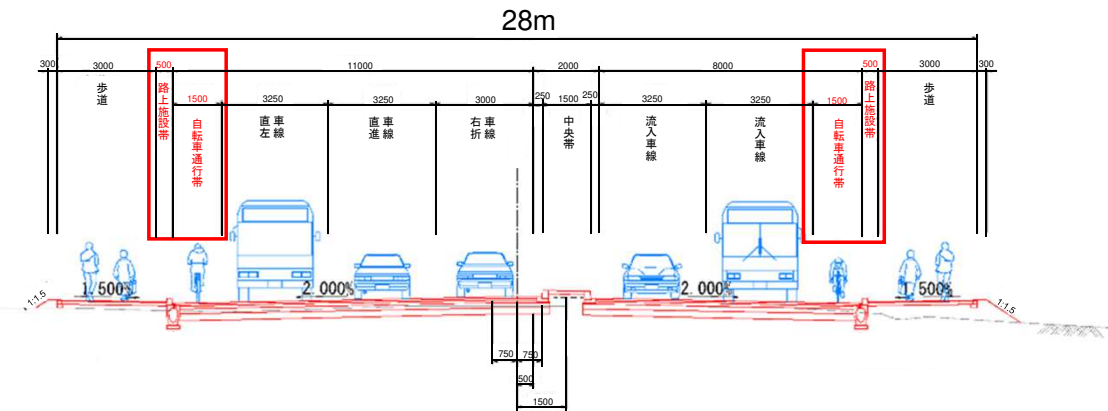
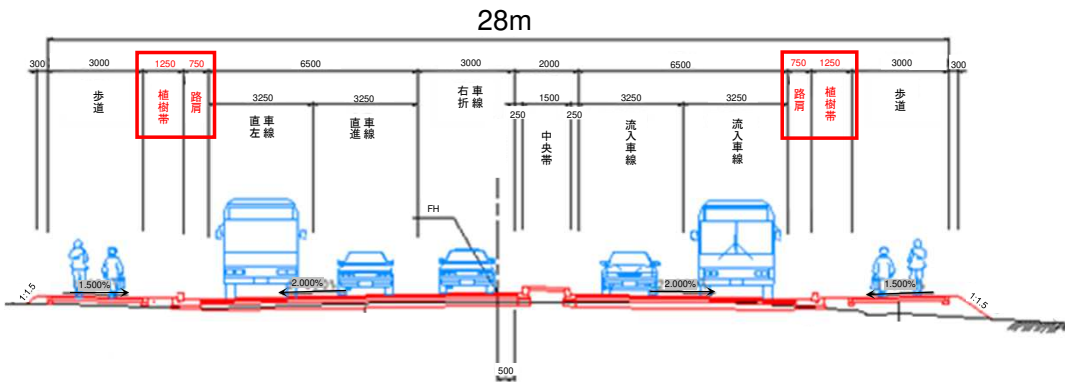
5.(都)瀬戸大府東海線の都市計画変更について

○現在の都市計画【愛知県決定】と変更後の都市計画

交差点部
＜山の田交差点＞

変更前

変更後



【変更内容】

変更前

変更後

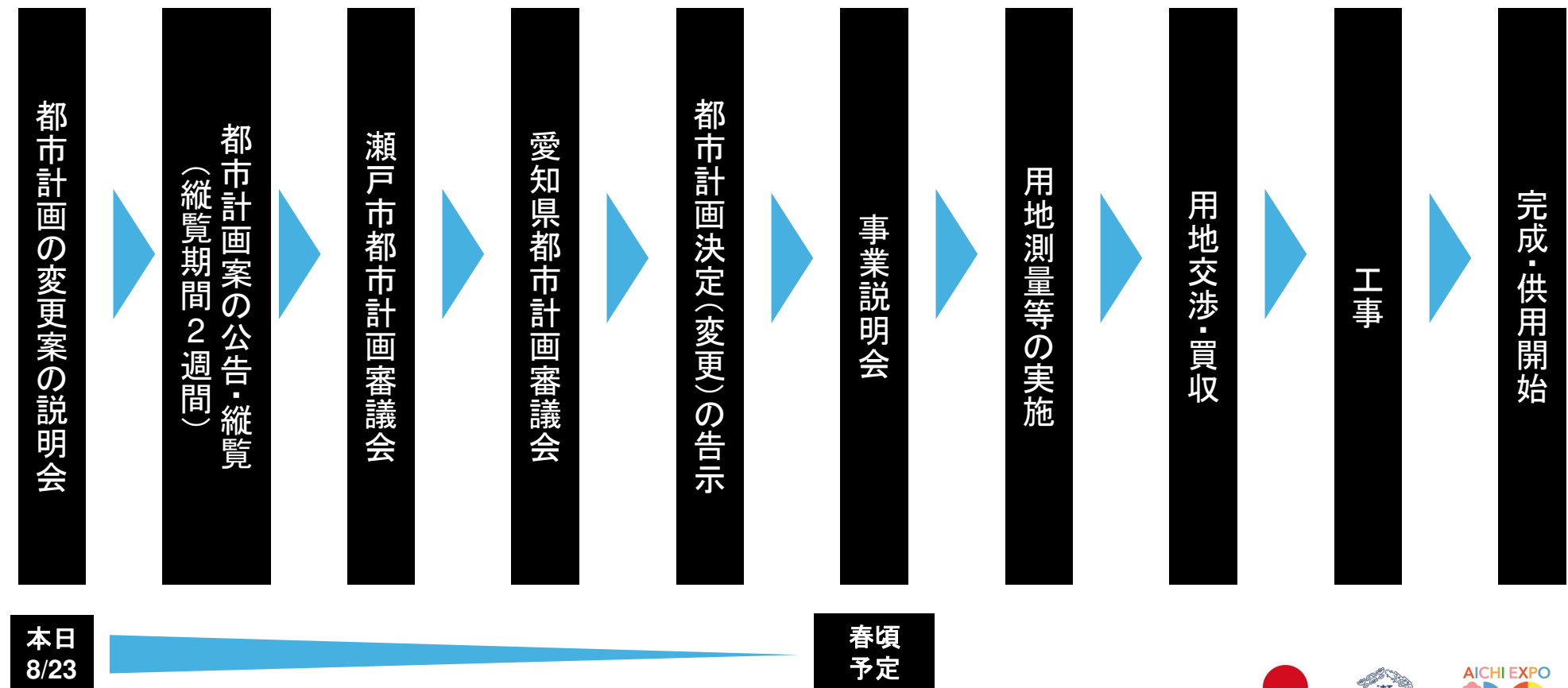
植樹帯(1.25m)＋路肩(0.75m)＝計2.00m → 自転車通行帯(1.50m)＋路上施設帯(0.50m)＝計2.00m

※全幅員に変更はありません



P.13

6.都市計画変更の手続き・スケジュールについて



※スケジュールは変更となる場合があります



P.14

ご清聴ありがとうございました

7.質疑応答(以下の順序でお願いします)

- ①挙 手
- ②お名前
- ③ご発言

